

## 令和8年度 富士見町農作業標準賃金・機械作業標準料金表

今年度の農作業標準賃金・機械作業標準料金が決まりました。賃金や料金の支払いの際の参考にしてください。

(令和8年4月1日から令和9年3月31日まで適用)

富士見町農作業賃金決定会議

種 別	作 業 名	金額(円)	単 位	備 考		
農 作 業	一 般 作 業	長 野 県 最 低 賃 金 ( 1,061 )	1時間当り	稲作・野菜・花卉		
	草 刈 作 業	<b>23</b>	1㎡当り	* 傾斜地で概ね50cm以内の草丈		
機 械 作 業	稲	口 ー タ リ ー	<b>8,700</b>	10a当り	5a未満 2割増	
		畦 塗	<b>8,700</b>	10a当り		
			<b>73</b>	1m当り		
		代 か き	<b>8,300</b>	10a当り	一番代、二番代とも5a未満 2割増	
		田 植 え ( オ ペ レ ー タ 付 き )	<b>11,700</b>	10a当り	* 5a未満 2割増	
		作	收	バ イ ン ダ ー	<b>11,500</b>	10a当り
	脱 穀			<b>8,900</b>	10a当り	
	穫		コ ン バ イ ン	<b>24,100</b>	10a当り	* コンバイン全作業委託はコンバインに モミ搬入作業を加算した額とする。 * ヒモは別途加算する。 * 1/3以上の倒伏は1割増
			モ ミ 搬 入	<b>5,600</b>	10a当り	
			コ ン バ イ ン 全 作 業	<b>29,700</b>	10a当り	
	業		畑 作	口 ー タ リ ー	<b>8,700</b>	10a当り
		その他	マ ニ ア ス プ レ ッ タ ー	<b>4,200</b>	10a当り	2t車1台分 積込み散布とも
ミ ニ ロ ー ル ベ ー ラ ー			<b>320</b>	1巻	* ヒモ代含む	

農地を有効利用し遊休荒廃農地をなくしましょう

(注) (1) 圃場条件の悪い場合は割増料金とし金額は双方協議して決める。

- (2) 水稻余り苗は600円(1箱当り)とする。
- (3) 作業用トラックの借料は双方協議して決める。
- (4) 賃金の精算は作業終了月の月末とする。
- (5) 消費税は内税とする。
- (6) ソバの播種については、双方協議して決める。
- (7) ソバの収穫については、農協富士見町営農センター(電話62-2157)へお問い合わせください。
- (8) 草刈作業費については、圃場毎で条件が異なる為、上記金額を参考にしながら双方協議して決める。
- (9) 田植えについて補助員をつける場合は別途一般作業費を加算する。
- (10) 長野県最低賃金は1,061円(令和7年10月1日～)です。